

## 北海道新型コロナウイルス感染症対策本部 第139回本部会議 記録

日 時／令和5年1月30日（月）

15：15～15：45

場 所／本庁舎3階 テレビ会議室

### 【副本部長（小玉副知事）】

これより、北海道新型コロナウイルス感染症対策本部の第139回本部会議を開催します。まず、道内の感染状況等について、新型コロナウイルス感染症対策監から説明願います。

### 【佐賀井新型コロナウイルス感染症対策監】

まず、資料1をご覧ください。先週27日金曜日ですが、政府対策本部が開催されまして、新型コロナに関し、感染症法上の位置付けの見直し等に関する対応方針が決定されましたので、そのポイントについてご説明いたします。まず、「感染症法上の位置付け」についてですが、現在、感染の主流となっております、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなど、特段の事情が生じない限り、本年5月8日から、新型コロナについては、感染症法上の「新型インフルエンザ等感染症」に該当しないものとし、「5類感染症」に位置付けられることとされました。次に「位置付けの変更に伴う政策・措置の見直し」についてですが、新型コロナが「新型インフルエンザ等感染症」に該当しないものとされたことに伴い、これまで講じてきた各種政策や措置も見直されることとなりまして、このうち、「①患者等への対応」、「②医療提供体制」については、3月上旬を目処に、具体的な方針を示すこととされております。少し、その方向性などを申し上げますと、基本的な検討・整理の考え方といたしまして、まず「①患者等への対応」では、急激な負担増が生じぬよう、入院・外来医療費の自己負担分に係る一定の公費支援について、期限を区切って継続することとし、具体的な内容を検討すること。続いて「②医療提供体制」では、入院・外来は、原則、インフルなど他の疾病と同様となりまして、幅広い医療機関で受診できる体制に向け、必要な感染対策を講じつつ、国民の安心確保を図りながら、段階的な移行を目指すこととしております。具体的には、外来は幅広い医療機関が新型コロナの患者診療に対応する体制へと、また、入院は現行法による入院措置や勧告が適用されず、幅広い医療機関が入院患者を受け入れるとともに、これらに伴う病床確保料の取扱いや入院調整も行政関与から各医療機関の間で調整する体制などへと、そのあり方を検討し、段階的に移行していくこととされております。また、これら医療面のほか、「③サーベイランス」では、感染症法に基づく発生届出は終了し、定点医療機関による感染動向の把握に移行するとともに、ゲノムサーベイランスを継続することや、「④基本的な感染対策」では、まず、マスクは屋内では基本的に着用を推奨するといった現在の取扱いを改め、行政が一律にルールとして求めることは避け、個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねることを基本に検討を進め、併せて各個人の判断に資するよう、有症状者や陽性者、重症化リスクのある者などには、感染防止対策として、マスクの着用が効果的な場面があることの周知を行い、早期に見直し時期も含めその結果を示すほか、引き続き、効果的な換気や手洗いなどの手指衛生の励行をお願いすることなどに加えまして、「⑤ワクチン」では、感染症法上の位置付けの変更にかかわらず、予防接種法に基づいて実施することから、4月以降も必要な接種について、引き続き、自己負担なく接種が受けられるようにすること

など、各種対策や措置の段階的見直しについて、ウィズコロナの取組を更に進め、平時の日本を取り戻していく道筋について、具体的な内容の検討・調整を進めるなどとする旨の考え方や方向性等の下、必要な見直しが進められるとの対応方針が示されたところでございます。

続いて資料の下段ですが、位置付け変更に伴う特措法の規定に基づいて、政府対策本部が廃止されますとともに、都道府県対策本部も廃止となるものの、政府対策本部の廃止後におきましても、感染状況の変化や新たな変異株の発生等に迅速かつ適確に対応するため、必要に応じて「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」を開催することとされております。

また、特措法に基づき実施しております住民及び事業者等への感染対策に関する協力要請等の各種措置は終了いたしますとともに、特措法の下、都道府県知事が住民に対して、感染に不安を感じている場合に検査を受ける旨の協力要請を行った場合に実施しております、PCR等検査無料化事業の一般検査事業も終了することとされているほか、基本的対処方針も廃止となることなどが示されているところでございます。資料1の説明は以上となります。

続きまして、資料2-1をご覧くださいと思います。先週27日金曜日に開催された政府対策本部で、基本的対処方針の一部が改正されまして、イベント等の開催制限が見直されましたので、そのポイントについてご説明いたします。都道府県は、地域イベント等における感染拡大リスクの抑制のため、基本的な感染対策の徹底等を行い、その観点等から、主催者等に対し、特措法第24条第9項に基づき、地域実情に応じてイベント等の規模要件等を認定し、その要件に沿った開催要請を行うこととされております。具体的には、下段のポツのとおり、大声あり・なしに関わらず、感染防止安全計画を策定し、道の確認を受けた場合には、人数上限は収容定員まで、かつ、収容率の上限を100%とすることを基本として、それ以外の場合には、人数上限5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方、かつ、収容率の上限を100%とすることを基本とし、道が定める様式のチェックリストを主催者等が作成・公表することとなります。道といたしましては、こうした内容を踏まえまして、基本的対処方針の下、資料2-2の下段、変更後のとおりですが、本日から国の変更内容と同様の要請を行うことといたしまして、既に感染防止安全計画を提出いただいているイベントにつきましては、個別に連絡を行うほか、今後実施を予定しているイベント主催者に対しましては、マスクの適切な着用など、基本的な感染対策を行った上で実施されるよう、丁寧に周知を図ってまいります。資料2-1及び2-2の説明については以上でございます。

次に資料3をご覧ください。まずスライド1です。主な指標の状況ですが、昨日(1/29)時点で、新規感染者数は、全ての地域で今週先週比が「1」を下回っておりまして、人口10万対では、札幌市181.2人、札幌市を除く地域で205.6人、全道で196.4人と、いずれの地域も減少傾向が続いております。また、病床使用率も、札幌市で30.7%、札幌市を除く地域は25.4%、全道27.1%と、減少傾向が続いております。

続いてスライド2、各圏域の状況ですが、新規感染者数の先週比が、全ての圏域で「1」を下回っておりまして、減少傾向が続いているほか、病床使用率も多くの圏域で減少傾向が続いております。

続いてスライド3、総評①です。全国の状況です。全国の新規感染者数について、国の専門家は、今後も減少傾向が続くことが見込まれると指摘している中、本道は人口10万対の新規感染者数が、他県と比較しまして低い水準となっております。

医療提供体制です。病床使用率も減少傾向が続き、30%を下回っておりまして、札幌市

も減少傾向にある中、重症病床使用率は5.6%と、横ばいで推移しております。

感染状況です。新規感染者数は、直近の最多である11月22日から約8割の減少となっております。年代別では、30代以下の割合が5割を下回っているほか、60代以上が約3割と増加しております。

続いてスライド4、総評②です。季節性インフルエンザについては、国の専門家は、全国では同時期と比べ例年よりも低いが、直近2年間より高い水準にあると指摘している中、道内でも全道で流行入りし、うち5つの保健所管内では注意報を発令するなど増加傾向が続いております。

今後の対策です。新規感染者数の減少傾向が続いているものの、季節性インフルエンザは増加傾向が続いております。道民の皆様には、引き続き、基本的な感染防止行動の徹底について呼びかけるとともに、3年ぶりに行われる冬のイベントなど、人との接触機会が増える場面では、より一層、取組を徹底するよう働きかけてまいります。

イベントの開催につきましては、先程説明したとおりでございますが、基本的対処方針の変更を踏まえまして、本日から収容定員100%での開催を可能とすることなど、イベント主催者に対しまして丁寧に周知を図ってまいります。

即応病床は、入院患者数の状況を踏まえまして、道南圏を除き、2月1日から全道を「フェーズ2」に引き下げるほか、道南圏も引き続き、モニタリングを行ってまいります。

続いてスライド5、総評③です。道のワクチン接種センターは、引き続き、オミクロン株対応2価ワクチンなどの接種を進めるとともに、市町村とも連携を図りながら、SNSなど多様な媒体を活用し、接種できる時期が来ている方には、できるだけ早期の接種を検討いただくよう働きかけてまいります。

先週27日金曜日、政府対策本部におきまして、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの変更等に関する対応方針について」が決定され、新型コロナは、5月8日から5類感染症に位置付けるとともに、医療提供体制などの段階的移行について、具体的な方針を3月上旬を目途に示すことも決定されたところです。今回の位置付けの見直しや段階的移行は、医療提供体制のみならず、社会経済活動にも影響が及ぶことから、道としては、有識者や関係団体、市町村のご意見等も伺いながら、課題の整理を進め、全国知事会が設置した見直しに関するワーキングチームでも議論を行った上で、国と協議を行い、明確な方針が早期に示されるよう、働きかけてまいります。

次にスライド6以降につきまして、何点か主要な動向等を補足説明いたします。

少し飛ばして、スライド18をご覧ください。棒グラフの右側のとおり、新規感染者数は、各年代とも、年末年始まで減少傾向にありましたものの、1月中旬には一時的に増加し、足下では減少傾向が続いている中、20代の感染者数が減少しております。10代以下は減少傾向にあるものの、20代ほどの減少幅にはなく、また、左側の円グラフのとおり、引き続き、30代以下の割合が最も高い状況にあるものの、45.9%と50%を割っているほか、60代以上は26.8%と、その割合が徐々に増している状況でございます。

次にスライド20をご覧ください。ワクチン接種ですが、上段の表、オミクロン株対応2価ワクチンは、26日現在、VRSベースで約230万8千人、接種率は44.5%と全国を上回っておりますものの、このうち65歳以上は約115万人、接種率は68.7%と全国を下回っている状況が続いております。下段の表の下枠、小児の接種率ですが、1回目22.1%、2回目21.1%、3回目8.9%と低い水準が続いております。

続いてスライド21をご覧ください。道の接種センターは、ホテルエミシア札幌を会場として、引き続き、オミクロン株対応2価ワクチンと、ノババックスワクチンの接種を進

めております。現在、2月12日分までの予約を受付中で、どちらのワクチンも、全ての日程で空きがある状況です。また、3の今後の接種体制についてですが、現在、予防接種法の下、3月31日までとなっている特例臨時接種は、先週27日の政府対策本部で対応方針が決定され、必要な接種は、引き続き、自己負担なく受けられることが示される中、4月以降の接種のあり方について、専門家による検討が開始されたところでございまして、今後の動向を注視してまいります。

その他のスライドについては、本日の説明に関するデータや情報でございますので、後ほどご覧いただければと思います。資料3の説明は以上でございます。

続きまして資料4をご覧ください。資料2-2、資料3につきまして、専門家や有識者の皆様のご意見を伺うとともに、市町村や関係団体の方々にも事前にお知らせしてございます。有識者、専門家の皆様からは、概ね「妥当である」旨のご意見をいただいております。その内容をご紹介しますと、1「新型コロナの5類位置付けに伴う医療機関の対応について、国において、具体的に示していただきたい。」、2「感染状況、既感染者の増加、軽症化などから5類移行との国の方針は止むを得ないものの、現在の医療体制を段階的に通常体制に戻すには、適切に対応願いたい。」、3「福祉施設のクラスター発生の防止は困難なため、感染症法上の位置付けの変更後も国で引き続き、有効なクラスター対策を検討いただきたい。」、4「国が感染対策の基本となる感染症法上の位置付けを見直すことは理解するものの、長きに亘るコロナ禍を経験した道民にとって、感染への不安が払拭されたわけではないため、見直しの具体的な根拠や医療提供のあり方など、見直しを安心して受け入れられるよう、国で丁寧な説明を尽くしていただきたい。」、5「今後、国が示すマスク着用等の方針では、学校現場が混乱しないよう、児童生徒・保護者等へ分かりやすく情報提供願う。」といったご意見が寄せられました。こうした面につきましては、今後の対策の参考としてまいります。私からの説明は以上でございます。

#### 【副本部長（小玉副知事）】

次に札幌市の感染状況について、オブザーバー出席いただいております札幌市保健所の山口感染症担当部長から説明をお願いいたします。

#### 【山口札幌市感染症担当部長】

札幌市の山口でございます。資料5に基づきまして札幌市内の感染状況についてご説明をいたします。

それでは、最初のスライドをご覧ください。新規感染者の1週間の合計についてですが、1月29日時点では3,553人、市の人口10万人あたりに換算いたしますと、181.2人となっております。感染拡大に転じた昨年10月中旬の数値を下回る水準まで減少している状況でございます。

また、札幌市におけるゲノム解析の状況ですけれども、オミクロン株のXBB.1系統が1例確認されておりますが、それ以降は検出されていない状況にあります。今後の発生動向につきましては、引き続き、ゲノム解析を行ってまいります。

次のスライドをご覧ください。市内の入院患者の水位ですが、黄色い棒グラフが入院患者数でございます。直近では236人と新規感染者と比べますと減少の速度は緩やかでありますけれども、減少の状況に入っております。

重症患者は赤の折れ線グラフでございますが、3人と低い状況で推移してございます。

引き続き医療機関との連携を図りまして市内医療提供体制の維持に努めてまいります。

インフルエンザの定点当たりの報告数は確実に増加している一方で、コロナの新規感染者数は減少しております。引き続き、基本的な感染対策の徹底などにより、必要な医療を提供できる体制を維持しつつ、社会経済活動とのバランスを図っていくことが重要と考えております。以上です。

#### 【副本部長（小玉副知事）】

次に、各部、振興局からご説明をお願いいたします。石狩振興局長、お願いします。

#### 【濱田石狩振興局長】

石狩振興局管内の取組について、資料6により説明いたします。

はじめに、石狩振興局管内の10月以降の感染状況でございますが、10月中旬から増加傾向となり、11月17日には、1日の新規感染者数がこれまでで最多となる759名に達しました。その後、緩やかな減少が続いておりまして、年明け後に一度増加に転じたものの、再び減少傾向となり、1月29日時点の1週間の10万人あたりの新規感染者は、145.1人と、前の週の86.9%となっております。

コロナの新規感染者が減少傾向となる一方で、江別、千歳保健所におけるインフルエンザの定点あたりの報告数が増加傾向となっております。千歳保健所では、11.63人となり、先週26日にインフルエンザ注意報を発令するなど、同時流行の防止も踏まえ警戒感を高めているところでございます。

次に振興局における対応についてでございますが、管内市町村の首長の皆様とは、懇談の場面や電話での対話の機会などを通じまして、日頃から感染状況や危機感の共有を図り、対応について意見交換を行っており、年末年始の感染防止行動の徹底やワクチン接種の促進などの働きかけを行ってまいりました。

また、医療機関における発熱外来のひっ迫を避けるため、千歳保健所からの働きかけに、ご理解・ご協力の得られました北広島市、恵庭市では、陽性者登録センターによる抗原検査キットの無償配布を一部担っていただきまして、北広島市では希望者のご自宅のポストに投函する形で今月20日までの期間中、約600人、恵庭市では、ドライブスルー方式による配付を今月末まで実施しておりまして、これまでに、約300人あまりの方にご利用いただいたところでございます。

また、千歳市で支笏湖氷濤まつりが始まりましたけれども、管内では今後冬のイベントが数多く予定されていることから、新型コロナ感染防止対策に加え、事故防止などの安全対策を徹底していくこととしております。特に、新千歳空港から入国する外国人の感染事例も少なくないことから、必要に応じた対策が取れるよう、速やかに関係機関と情報共有を図りながら対応してまいります。

住民や事業者の皆様への呼びかけなどにつきましては、12月に地方本部会議を開催し、感染状況や危機感を共有するとともに、年末年始に向けた感染防止行動の徹底を図ることといたしまして、チラシによるメッセージの発出やSNS、HPにおいて、コロナとインフルエンザの同時流行や観光客向けの注意喚起など、日々発信するとともに、会議の場や来庁された方には、啓発チラシを活用し、直接呼びかけを行ってきたところでございます。

また、年末年始の繁忙期を迎える宿泊施設に対し、職員が直接、主な施設を訪問いたしました。また、感染防止対策の徹底について協力依頼を行ってまいりましたほか、事業者の皆様

には感染防止行動に加え、コロナに関する制度や取扱いの改正などについての情報も商工会議所などを通じて、周知徹底を図ってきたところでございます。

石狩振興局といたしましては、長引くコロナ禍で停滞していた様々な活動が再開され、社会経済活動が活発化してくる中、住民の皆様が安全安心に暮らせるよう、市町村をはじめ、関係機関の方々と緊密な連携と情報共有などを図りまして、引き続き、必要な対応に努めてまいります。以上でございます。

#### 【副本部長（小玉副知事）】

その他、各部、振興局等からご発言ございませんか。なければ本部長からお願いします。

#### 【本部長（鈴木知事）】

本日の道内の新規感染者数は482人となりました。月曜日は週末の影響で感染者数は少ない傾向にありますが、人口10万人あたりでも、本日は192.9人となっています。直近の最多であった11月22日から約8割減少し、昨年夏以降、最も低い水準になっています。

また、本日の全道の病床使用率は、26.7%と、減少傾向が続き30%を下回った状況になっています。また重症病床使用率については5.6%と横ばいで推移をしています。

こうした中、先週27日、政府対策本部において新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置付けの変更等に関する対応方針についてが決定され、5月8日から5類感染症に位置付けることとされました。令和2年1月28日に道内で初めて新型コロナの感染者が確認されてから丸3年となりましたが、今回の決定により、この感染症への対応は大きな節目を迎えることとなります。

そして、この対応方針において、医療提供体制などについては、段階的に移行することとし、具体的な方針を3月上旬を目途に示すことも決定されました。こうした位置付けの見直しや段階的な移行は、医療提供体制のみならず、社会経済活動にも影響が及ぶものであります。有識者などの方々や市町村の皆様のご意見を伺いながら、道として課題の整理を進めるよう指示をいたします。その上で、全国知事会が設置した見直しに関するワーキングチームにおいて、こうした課題について議論し、国と協議を行い、明確な方針が早期に示されるよう、働きかけをしております。

また、27日には、国の基本的対処方針が変更され、イベントの開催について、感染防止安全計画の策定など、基本的な感染対策の実施を前提に、大声の有無に関わらず、収容定員100%での開催が可能となりました。道としても、本日から国の変更内容と同様の要請を行うこととします。既に感染防止安全計画を提出いただいているイベントは、個別に連絡を行うほか、今後、実施を予定しているイベント主催者に対し、マスクの適切な着用など、基本的な感染対策を行った上で実施されるよう、丁寧に周知を図るようお願いいたします。

道内の感染状況は減少傾向が続き、入院患者数は減少しています。現在の病床については、全道をフェーズ3としておりますが、道南圏を除き、2月1日から全道をフェーズ2に引き下げます。道南圏については、引き続き、病床の状況をモニタリングしてほしいと思います。

新規感染者数は減少してきていますが、依然として高齢者施設などにおける集団感染が発生しております。60代以上の割合が増加しています。また、年末年始や冬休みが終わり、様々な活動が本格化する中で、10代以下の割合も増加しています。このため、本部員、地方本部員においては、引き続き、マスクの適切な着用や十分な換気など、基本的な感染対

策の再徹底について、道民の皆様と呼びかけるとともに、ワクチン接種の時期が来ている方については、できるだけ早期の接種を検討していただけるよう、市町村とも連携を図りながら働きかけをするよう、お願いいたします。私からは以上です。

**【副本部長（小玉副知事）】**

本部長から指示のあったことにつきまして、本部員は必要な対応をお願いいたします。  
以上をもって、新型コロナウイルス感染症対策本部の第139回本部会議を終了いたします。

（了）